

お取引に関する留意事項【入札（随意契約の場合は「見積」と読み替える。特に記載のある場合を除き、以下同じ。）に参加される方への注意事項等】

1. 契約不適格者について

西日本高速道路株式会社は、契約不適格者について以下のとおり定めています。

西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（抜粋）

（契約不適格者）

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を契約の相手方としてはならない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - 二 破産者で復権を得ない者
 - 三 経営状態が著しく不健全である者真摯
 - 四 裁判所その他の公的紛争処理機関に係属している事件（規程第2条に定める契約に係るものに限る。）の相手方であり、かつ、当該事件における契約違反の有無その他の対立する利害の重大性を勘案して取締役が契約の相手方として不適当であると特に認めた者
 - 五 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する又はこれに準ずる者として公共工事等からの排除要請が行われ、その状態が継続している者
- 2 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実の確認後3年以内で要領に定める期間中、契約の相手方としてはならない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督または検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - 七 その他会社に著しい損害を与えた者
 - 八 前各号の一に該当する事実の確認後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人とさせないことができる。

2. 競争参加資格登録について

「競争参加資格」のうち当該年度の「西日本高速道路株式会社工事（調査等）競争参加資格」を有していない者であっても、入札に参加するために必要な書類（競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料等）を提出することができます。ただし、開札時までには当該入札に必要な競争参加資格の認定を受けない場合は、仮に入札を行った場合でも当該入札は無効とします。

なお、競争参加資格登録に関する事項については、弊社ホームページに掲載しています。

（URL：<https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contest/>）

資格の認定に伴う「認定書」は発行しておりませんので、登録状況についてはホームページ「有資格者名簿（工事・調査等）について」をご覧ください。

（URL：<https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contest/licensee/>）

業務委託及び物品役務の競争参加資格登録は行いません。発注の際に、入札公告にて個別に必要な競争参加資格をお知らせします。

3. 入札参加資格停止期間の考え方について

競争参加資格確認申請書の提出期限の日（提出期限の日を含む。）から入札日（入札日に落札者が決定しない場合は落札者が決定する日とします。いずれの場合も当該日を含む。）までの間に弊社から入札参加資格停止の措置を受けた者は、入札に参加することはできません。仮に入札を行った場合でも当該入札は無効とします。

4. 入札の辞退について

競争参加資格確認申請書を提出した後に、入札を辞退する場合は入札辞退届を提出する必要があります。

なお、入札書を提出した後の辞退は認められません。錯誤（桁間違い等）、積算ミス又は仕様書等の認識不足等により入札金額を誤記入した場合など理由の如何に関わらず、入札の辞退又は入札書の差替え等は一切認めることなく、当該入札は有効な入札として取り扱います。その結果、落札者となった場合に当該契約を辞退すると、基本的に入札参加資格停止措置を受けますので、ご注意ください。

5. 暴力団員等からの不当介入に対する措置

入札に際して暴力団員等からの不当介入（不当要求、暴力的不当行為及び不当な誹謗中傷による健全な事業推進に対する妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、速やかに警察に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を記載した書面により発注者に報告してください。

6. 不正行為について

入札者（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、入札に関し、不正な行為をはたらくことは許されません。

万が一、契約締結後に不正な行為が発覚した場合、契約の取消及び入札参加資格停止等の措置を受けても、異議等を申し立てることはできません。

7. 調査等への協力

入札に際して単価表等の内容から公正な入札の執行に関し意義が生じた場合、あるいは不正行為等の疑いがあると弊社が認めた場合は別途、ヒアリング・資料の提出等を求める場合があります。入札者は、弊社の要請に対し、真摯かつ適切な対応をお願いします。

8. その他入札等に係る留意事項

入札に際して入札手続が完了するまでは弊社社員への面会等をご遠慮願います。

弊社は契約について書面主義を採用しております。したがって、災害等緊急時以外は口頭により契約を申し込みすることはありません。

以 上